

所定疾患施設療養費の算定状況

2024年度算定状況

病名	件数	日数	投薬・検査・注射等
肺炎	15件	90日	投薬・注射：ワイスタール1g・エクサシン200mg・スルバシリン1.5g・生食100ml等 検査：採血・採尿・尿培養
尿路感染症	164件	1057日	投薬・注射：エクサシン200mg・レボフロキサシン500mg・ピペラシリン2.0g・セファゾリン1g・生食100mg等 検査：採血・採尿・尿培養
带状疱疹	4件	29日	投薬・注射：生食100ml・アシクロビル250mg等
蜂窩織炎	11件	73日	投薬・注射：セファゾリン・レボフロキサシン500mg・アモキシシリン250mg等 検査：採血・採尿・尿培養

厚生労働大臣が定める基準に従い、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

算定条件

- ①所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度（Ⅱについては10日を限度）とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を7回算定することはみとめられないものであること。
- ②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
- ④算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。